

国立公園における協働型運営体制のあり方検討会 中間取りまとめ（案）

1. 背景

- 我が国の国立公園は、その区域を公園専用に限定せず、また土地所有に係わらず公園を指定する地域制の自然公園制度を採用しており、適正な管理を実現するためには国立公園関係者が「協働」することが必要。
- 国立公園の指定及び管理は、国が実施することが国際標準であるが、フランス、イタリアなどでは、国立公園ごとに国、地方公共団体、学識経験者、環境保護団体等からなる委員会等を設置し、国立公園の管理方針の決定に関与する仕組みが存在。
- 我が国の国立公園においては、古くから、希少動植物の保護、マイカー規制、ビジターセンターの管理等の個別課題に対処するために、協議会（「個別課題対応型協議会」）が設置され、協働の取組が行われてきた。しかし、国立公園の管理方針を総合的に検討するための機関が設置されているのは、尾瀬、白山などの一部の地域に限られ、また、これらの地域においても、国立公園の運営に対する協議会の役割の明確化や、各団体からの意思決定権者の参加による体制の強化などが課題。
- 地域主権改革の議論を踏まえ、国立公園の保護管理に地方自治体の考え方が反映され得るような協働型の管理の重要性が拡大。
- 協働型の国立公園運営を推進するために、将来像・ビジョンを議論・共有した上で、環境省が、国立公園の管理方針を検討・提案するための総合型協議会の設置を進めることが必要。

2. 総合型協議会の役割

- 総合型協議会の主要な役割は、将来像・ビジョンを議論・共有、国立公園の管理方針を検討・提案。
- 協議会での協議事項は、当該国立公園が提供するサービスの明確化、具体的な目標、目標達成のための計画、計画実施にあたっての課題、計画実施の進捗状況の確認と検証等。
- 国、地方公共団体等の関係者が協働で国立公園の管理方針を検討・提案することにより、国立公園の運営が、地域の観光施策や教育・文化施策等と連携したものとなり、例えば次に挙げるような地域固有の自然環境、歴史・文化、農林水産業等の魅力を活かした取組を協働で展開。
 - 世界遺産やジオパーク認定等の自然の再評価をきっかけとする観光振興、エコツーリズムの活性化
 - 自然の保護と利用者の安全を確保しつつ、地域の要望を踏まえた迅速な利用施設の整備

- 環境省と地方自治体、地元団体との協働による、シカ等の獣害対策事業や劣化した自然の再生事業等の実施
- 地域の学校・NPOとの連携した環境教育の推進

3. 協議会の構成

- 協議会は、国の出先機関、地方公共団体、住民団体・経済団体、環境保護団体、自然公園の保護と利用の知見を有する有識者等から構成。
- 協議会の提案事項の実現確保のために、意思決定権者（地方環境事務所長など）が参画。

4. 協議会の対象地域

- 一体性の高い国立公園の場合には、一つの協議会で国立公園全域を扱うことができるが、協働の観点から、地理的・社会的状況（地域の連携体制、利用者の動向等）を踏まえ、一つの国立公園を複数の地域に分割することも検討。その際、国立公園の公園計画の区分や管理計画の区域を参考にしつつ、一体となって取組を進めるのに適切な範囲を設定。一つの国立公園に複数の協議会が設置される場合には、協議会間の連携・連絡体制を構築。
- 協議会の検討範囲は、国立公園区域外も含めることができることとする。国立公園の区域外については、自然公園法以外の法令による措置や、協議会の自主的な取組として保護や利用の推進を実施。

5. 今後の検討課題

- 平成 24 年度に、以下の点を中心に、「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会」において検討・整理。
 - 協議会の具体的な検討・提案事項
 - 公平・公正さを確保した協議会の構成
 - 国の役割と協議会の役割の明確化
 - 公平・公正さの確保及び人力的・予算の面からの実現可能性を踏まえた事務局のあり方
 - 協議会の提案事項の実現を担保するための措置
- 協働型運営の構築に際しての留意点等を明らかにすることを目的として、妙高地域、箱根地域、志摩地域等においてケーススタディー調査を実施。
- 全国の複数の箇所において総合型協議会の設置に向けたモデル的な取組を実施。また、新規指定の国立公園において協働型運営を推進。
- 平成 24 年度中に、「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会」において、国立公園における協働型運営の推進に必要な施策及び制度について提言の取りまとめ。